

盲ろう者

通訳・介助員派遣事業のご案内

盲ろう者とは？

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障害がある人のことをいいます。コミュニケーション方法として、手話（触手話・弱視手話など）、文字、音声、手のひら書きなどがあります。



盲ろう者通訳・介助員とは？

盲ろう者一人ひとりのコミュニケーション方法に合わせて、情報保障と移動介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を支援します。

盲ろう者通訳・介助員派遣事業とは？

盲ろう者が日常生活や社会生活で通訳・介助が必要な場合に利用できる事業です。



通院



買い物



余暇

誰でも利用できる？

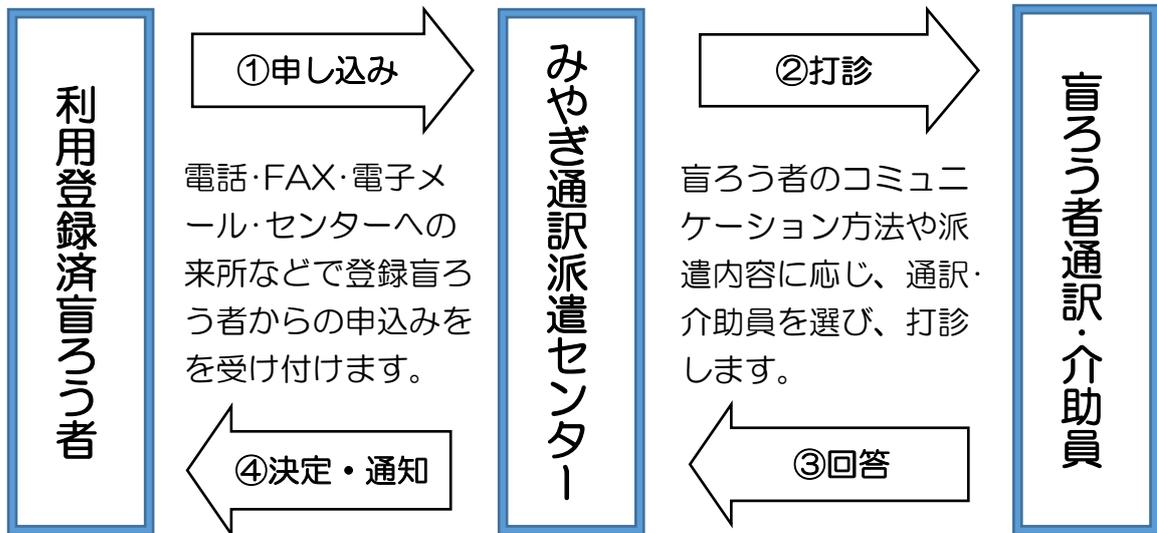
宮城県内にお住まいで、身体障害者手帳に記載された障害が、視覚障害と聴覚障害による障害程度が1級または2級に該当する方が対象となります。また、利用するためには事前に利用者登録が必要となります。登録方法については下記の問い合わせ先にお問合せください。



《お問い合わせ先》

みやぎ通訳派遣センター(一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会)
〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目1-6宮城県本町第3分庁舎1階
(地下鉄南北線勾当台公園駅「公園1」出口より徒歩5分、錦町公園向かい)
時間 月曜から金曜 9:30~16:30
電話/FAX 022-393-5504
アドレス miyagimourou.haken@gmail.com

利用方法は？



通訳・介助員が決定したら、盲ろう者の指定する待ち合わせ時間・場所に派遣します。

利用できる時間と料金は？

年間利用時間は 240 時間です。
(平成 30 年度 6 月現在)

料金は無料で利用できます。ただし、通訳・介助中に必要となる通訳・介助員の交通費、施設利用料等をご本人にご負担いただきます。

～利用者やご家族からの声～

通訳・介助を利用してから周りの人との会話や外出が楽しくなり世界が広がりました。

弱視ろうの利用者です。会話方法に合わせて通訳してもらえます。使えると便利です。



娘は、先天性の盲ろうです。自分で情報を取りに行けるのは手の届く範囲。日曜やお出掛けに関わっていただきます。指先でのやり取りですが、気持ちを通じ合えた時は笑顔が溢れます。それを見ると頑張ろうと思います。

盲ろう者にとって、会話ができない、移動ができない、見る情報と聞く情報が得られないという三つの壁があります。派遣される通訳・介助員がこの壁を取り外し、さまざまな支援により、盲ろう者の生活がより楽しくなります。